

官報

號外

明治三十二年二月二十五日

土曜日

印刷局

第十三回 貴族院議事速記録第三十三號

明治三十二年二月二十四日(金曜日)午前十時十九分開議

議事日程 第三十三號 明治三十二年二月二十四日

午前十時開議

第一 府縣制改正法律案(政府提出案) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 郡制改正法律案(議院送付) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル 第一讀會(特別委員)

第六 援助法案(政府提出) 第一讀會(長報告)

第七 地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第九 北海道水産稅則廢止法律案(衆議院提出) 第一讀會

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十一 肥料取締法案(衆議院提出) 第一讀會

第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十三 第五回內國勸業博覽會ヲ明治三十五年ト定メ大 會 議

第十四 第五回內國勸業博覽會ヲ明治三十五年ト定メ東 會 議

第十五 京ニ開設スルノ建議案(子爵長岡謙次) 會 議

第十六 第五回內國勸業博覽會ニ於テ水産部ヲ萬國博覽 會ノ組織トスルノ建議案(村田保)

第十七 鮭鱒播殖事業ニ關スル建議案(村田保) 會 議

第十八 多家神社埃宮會ノ補助金交附建議案(伯爵坊城俊章) 會 議

第十九 鮭鱒播殖事業ニ關スル建議案(村田保) 會 議

第二十 多家神社埃宮會ノ補助金交附建議案(伯爵坊城俊章) 會 議

第二十一 鮭鱒播殖事業ニ關スル建議案(村田保) 會 議

第二十二 多家神社埃宮會ノ補助金交附建議案(伯爵坊城俊章) 會 議

第二十三 鮭鱒播殖事業ニ關スル建議案(村田保) 會 議

第二十四 多家神社埃宮會ノ補助金交附建議案(伯爵坊城俊章) 會 議

第二十五 鮭鱒播殖事業ニ關スル建議案(村田保) 會 議

第二十六 多家神社埃宮會ノ補助金交附建議案(伯爵坊城俊章) 會 議

第二十七 鮭鱒播殖事業ニ關スル建議案(村田保) 會 議

第二十八 多家神社埃宮會ノ補助金交附建議案(伯爵坊城俊章) 會 議

日衆議院ニ送付シタリ
同日本院ニ於テ可決シタル北海道拓殖銀行設立ニ關スル建議書ハ即日政府ニ呈出シタリ
同日本院ニ於テ可決シタル溫泉津燈臺建設ノ請願外十二件ノ請願ハ意見書ヲ付シテ即日政府ニ送付シタリ
同日政府提出北海道拓殖銀行法案ヲ受領シタリ
同日衆議院ヨリ日本銀行納付金ニ關スル法律案兩院協議會成案ヲ受領シタリ
同日衆議院ヨリ政府提出衆議院議員選舉法改正法律案ヲ受領シタリ
同日衆議院提出小學校教育費國庫補助法案ヲ受領シタリ
同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル政府提出外國人ノ署名、捺印及無資力證明ニ關スル法律案ヲ可決シ奏上セル旨ノ通牒ヲ受領シタリ
印紙稅法案兩院協議委員ニ於テ議長ニ子爵由利公正君、副議長ニ子爵小笠原壽長君當選セラレタリ
各委員長副委員長左ノ適當選セラレタリ
沖繩縣土地整理法案特別委員會
委員長 子爵鍋島直彬君 副委員長 籠手田安定君
取引所法中改正法律案特別委員會
委員長 男爵尾崎三良君 副委員長 男爵小澤武雄君
(國務大臣侯爵山縣有朋君) 諸君、議會閉會ノ期モ漸次近ヅイテ參リマシテ本期議會モ無事ニ結了ノ結果ヲ見ルデアリマセウト云フコトハ國家ノタメ諸君ト共ニ慶賀ノ至ト存ジマス、倍テ熱、内外ノ情勢ヲ考ヘマスルニ國運ノ進歩ヲ助ケ其大成ヲ期スル上ニ於テ政府ノ施設スベキ事柄ハ固ヨリ一ニシテ足ラザル次第デアリマスガ、其中最モ急ニ著手スベキ事件ハ財政ノ整理デアリマス故ニ曩ニ豫算ニ次イテ各増稅諸法案ヲ提出致シマシタガ幸ニ諸君ノ公平ナル審議協贊ニ依リマシテ財政ノ基礎モ略、緒ニ就クニトテ得マシタノハ獨リ政府ノタメノミデアリマセヌ、實ニ國家ノ大幸ト存ジマス、又財政ノ整理ニ次イテ最モ急務ナルモノハ條約實施ノコトデアリマス、諸君モ御承知ノ如ク本年七月ヨリハ新條約實施ノ期ニ當リマシテ最早僅ニ半歲ニ過ギザルノ時期デアリマス、右ニ附キマシテハ本議會ニ提出致シマシタ實施準備ニ關スル諸法案ノ數モ實ニ少カラザルコトデアリマシタガ是レ亦幸ニ諸君ノ協贊ヲ得マシタ故ニ是ヨリハ銳意施行ノ準備ニ著手スル覺悟デアリマス、又此條約改正ノコトハ國家ヲ舉ゲテ從事スルコト殆ド三十年ノ長キニ涉リマシテ居リマスガ今日遂ニ新條約實施ノ期ヲ見ルニ至リマシタノハ實ニ帝國ノタメニ諸君ト共ニ慶賀ノ至ニ堪ヘザル次第デアリマス、唯此上ハ條約改正ニ依リマシテ我享クベキ國家ノ利益ヲ益、進マンコトヲ計ルト同時ニ又新條約ニ依ッテ外國臣民ノ當然享クベキ權利ヲ全カラシメ彼我共ニ此慶福ニ賴ラシメ

貴族院議事速記録第三十三號 明治三十二年二月二十四日 議長ノ報告

總理大臣ノ演說

ンコトヲ圖ルハ最モ今日緊要ノコト、存シマス、倍テ本日ノ議事日程ニ上ッテ居リマスル郡制府縣制改正法案ニ附キマシテ一言陳述致シテ置キタウ存シマス、此府縣制郡制ハ曩ニ本大臣ガ乏シキヲ内務ニ承ケテ居リマシタ節ニ調査制定ニ從事致シマシタ故ニ當時其制定ニナリマシタ旨趣ノ大略竝ニ今回改正致シマスル主意ノ概要ヲ併セテ陳述致シテ諸君ノ清聽ヲ煩ハサウト存シマス、抑、明治二十一年市制町村制ヲ制定發布致サレマシタ後、二十三年ニ至リマシテ郡制府縣制ヲ發布致サレマシタ、此法律案ヲ發布致サレマシタノハ地方自治及分權ノ原則ヲ實施シ府縣郡市町村ヲ以テ三階級ノ自治團體ト爲シテ國家ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルノ主意デアリマシテ第一ニ市制町村制ニ依リマシテ市町村ヲシテ常ニ中央政界ノ波瀾ノ外ニ立タシメ且ツ市町村人民ヲシテ常ニ中央政界ノ波瀾ヲ市町村ニマデ及シ國家全體ノ進運ヲ阻害スルコトナキヤウニ致スト云フ精神デアリマス、第二ニハ府縣制郡制及市町村制ニ依リマシテ府縣郡市町村ノ三階級ノ自治體ト爲シマシテ國家統治上必要ナル即チ國ノ行政上官府ノ自ラ處分スベキモノヲ除クノ外ハ地方自治體ニ分任致シタノ公務ニ熟達セシムルコトヲ目的デアリマス、是ハ憲法ヲ實施セラル、ニ當リマシテハ國家永遠ノ長計ヲ立ツルコトニ於テ最モ必要ノコト、認マシテ當時政府ハ此法律ヲ實施スルニ盡瘁セラレタ譯デアリマス、然ルニ右地方制度ノ改革ハ憲法實施ノ時期ニ甚ダ切迫致シテ居リマシタ、メニ施行日尙ホ淺ウゴザイマシタ故ニ此法律ノ運用ヲ地方人民ガ慣熟スルニ至ラザル中ニ早クモ黨爭ノ弊ヲ蒙リマシテ往々選舉ニ關シテ競争ノ具タルニ至リマシタノハ實ニ遺憾至極ニ存シマス、倍テ地方制度ノ改正ノ議ハ……衆議院ニ於キマシテ之ガ改正案ノ提出ヲ見ルコト既ニ數度ニ及ンデ居リマス、政府ハ之ヲ數年ノ成績ニ徴シマシテ其缺點ト認ムル所、又ハ現行法規中規程ノ精密ヲ缺キタル所ヲ補フタメニ改正スルノ必要ヲ認マシテ本回ノ議院ニ提出致シマシタノデアリマス、其改正中最重要ナルコトヲ申セバ第一ニ郡制中ニ於キマシテハ大地主ヲ廢シマスルコト、第二ニハ郡制府縣制ニ於キマシテハ複選制ヲ廢スルノ二點デアリマス、此大地主及複選制ヲ廢止スルコトハ本制實施以來ノ狀況ニ照シテ見マスルニ黨爭ノ弊ハ立法者ノ豫想ノ外ニ出テ豫期ノ效果ヲ收ムルコトガ出來マセヌデアリマス、故ニ今日ノ現狀ヲ以テ利害ヲ攷究致シマスルニ寧ロ之ヲ廢スル方ガ宜シト云フ考デアリマス、抑、大地主ニ特權ヲ與ヘラレタル譯ハ郡内ニ於テ獨リ名望ヲ有スルノミナラズ郡ノ費用ヲ多ク負擔シ又ハ郡内ノ事業ニ附キマシテハ其利害ノ關スル所少カラザルガタメニ格別ニ地位ヲ與ヘタラバ地方制度發達ノ上ニ於キマシテモ著シキ成績ヲ見ルデアラウ且ツ郡ノ公益ニナルデアラウト云フ考デアリマシタ、然ルニ郡制ノ制定ガ憾ムラクハ時期ニ後レタタメニ早クモ黨爭ノ弊ヲ蒙リマシテ、選舉ニ際シ往々黨爭ノ具タルノ有様ニ立至リマシタ、加之之ヲ本制施行以來十年ノ間ノ成績ニ照シテ見マスルニ時勢ノ變遷ニ伴ヒマシテ大地主必シモ郡内ノ名望家ト云フ譯デアリマセヌ、故ニ折角豫想ノ效果ヲ見ルデアラウト云フコトニ反シマシテ却テ弊ガアルト云フ譯デアリマスル故ニ寧ロ之ヲ廢スルガ宜シト云フ考デアリマス、是ニ次イデ複選制ノコトデアリマス、此複選制ハ其選舉人ガ知識經驗ヲ有スル人デアリマスシ且ツ又選舉ノ手續至ッテ簡便デアリマスル故ニ本制ヲ定メラレタノデアリマス、即チ直接選舉ノ通

弊デアル所ノ選舉ノ際徒ニ時ト費用トヲ費シ又ハ多數ノ人民ヲシテ混雜騷擾ニ陥ル如キコトナカラシメ自治制度ノ弊ヲ防グデアラウト全ク信シテ居リマシタ譯デアリマス、然ルニ其結果ハ是レ亦豫想ノ外ニ出マシテ此複選制ニ依リマスルト云フト府縣會議員郡會議員ノ選舉ニ關スル勝敗ハ、一ニ市町村會議員ノ選舉ニ係リマスルカラ競争ノ熱度ハ層一層高マリ來ッテ市町村ガ此集注點ト相成リマシタト云フ情況ニ立至リマシタ故ニ此競争ノ熱度ハ延イテ市町村自治ノ行政ニ波及致シマシテ市町村自治制度ノ發達ヲ害スルニ立至ッタト云フ譯デアリマス、畢竟本制度ノ施行ノ、時機ニ後レタタメニ斯レハ複選制ヲ存シテ置キマスルトキハ益、選舉競争ノ熱度ヲ高メマス、故ニ之ヲ廢止スルコトハ實ニ已ムヲ得ザルコト、存シマス、右ノ二點ハ地方制度中頗ル重要ノコトニ屬シマシテ地方自治制度ノ弊害ヲ除キ將來地方自治制度ノ發達ヲ圖ルタメニ已ムヲ得ナイコトデアリマス、ドウゾ諸君ニ於カレマシテモ御贊成ノアランコトヲ希望致シマス、尙ホ詳細ノ儀ハ政府委員ヨリ申述ベマスルコトデアリマス

○議長(公齋近衛篤磨君) 是ヨリ本日ノ日程ニ移リマス  
 ○子爵曾我祐準君 議事日程ヲ變更ニナリマシテ日本銀行納付金ニ屬スル兩院協議會ノ議事ヲ開カレンコトヲ希望致シマス  
 ○子爵小笠原重朝君 贊成  
 ○伯爵大原重朝君 贊成  
 ○議長(公齋近衛篤磨君) 御異議ガゴザイマセヌケレバ日本銀行納付金ニ關スル法律案兩院協議會成案ノ議事ニ移リタイト思ヒマス  
 (「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公齋近衛篤磨君) シレデハチヨット朗讀致サセマス  
 (小原書記官朗讀)  
 日本銀行納付金ニ關スル法律案  
 右別冊ノ通兩院協議會成案成立セリ依テ及報告候也  
 明治三十二年二月二十二日  
 日本銀行納付金ニ關スル法律案兩院協議會委員議長  
 子爵 曾我 祐準

貴族院議長公齋近衛篤磨君  
 日本銀行納付金ニ關スル法律案兩院協議會成案  
 「日本銀行納付金ニ關スル法律案」ヨリ日本銀行納付金ニ關スル法律案「トス  
 本文中「其ノ發行稅トシテ」ノ下「一箇年千分ノ十」ヲ「一箇年千分ノ十二半」トス

(子爵曾我祐準君演壇ニ登ル)  
 ○子爵曾我祐準君 協議會ノ經過茲ニ其議事ノ有様ヲ御報道申上ゲマス、兩院ノ協議會ハ去ル二十一日ニ第一回ヲ開キマシテ此日ハ本院ヨリ十名ノ内二人ノ闕席者ガアリマシタ、ソレハ金子堅太郎君三好退藏君ノ兩君ハ御闕席ニナリマシタ、衆議院ヨリハ十八人揃ッテ出ラレマシタ、サカシテ此日ハ議長ハ闕引ニ依ッテ衆議院ノ議長ガ此席ヲ占メマシタ、議論ノ順序ヲ申シマスレバ初

メ衆議院ノ方ヨリ貴族院ノ委員ニ向ッテ何故ニ千分ノ十五ト衆議院デ議シテ出シタノヲ貴族院デハソレヲ十トシタカト云フ理由ヲ問ハレマシタ、ソレニ對シテハ貴族院ノ方ヨリ本院議決ノ重モナル理由ヲ答ヘテ相當ナ答辯ヲナサレマシタ、其中ニ又原案復活即チ政府案ノ如ク納付金ニ復活スベシト云フ議論モ出マシテソレニ贊成モアリマシタ、去リナガラ其議論ハ決ヲ採ルマデニハ進ミマセヌ中ニ特別委員ヲ置イテ極ク折合ヲ能ク附ケタラバ宜カラウ即チ鄭重和同ノ意ヲ以テ此始末ヲ特別委員ヲ組ンデソレヲ通過サセタラウ宜カラウト云フ論ガ出マシタ、ソレハ一致ヲ以テ可決シタ即チソレガタメニ兩院ヨリ各三人宛ノ委員ヲ出スト云フコトニナリマシタ本院ヨリハ岡部子爵、富田鐵之助君、田中源太郎君ノ三人ガ其委員ニ當ラレマシタ、サウシテ衆議院ヨリモ更ニ三人此六人デ協議會委員中更ニ少數ナル委員ヲ組織シマシタ、而シテ之ニ此成案ヲ依託シマシタ、サウシテ第一回ノ日ニハ尙ホ第二回ヲ開クベキ時日ヲ極メマシタ即チ翌日ノ午後ニ開クト云フコトヲ極メマシタ、サウシテ委員ニハ第二回マデニ報告セシムルト云フ條件ヲ附ケマシタ、此委員組織ニ附キマシテハ少シ議論モアリマシテ或ハ原案復活ナゾト云フヤウナコトハ託セナイガ宜イ、或ハ制限ヲ立テリマシテ或ハ原案復活ナゾト云フヤウナコトニ依ッテ其範圍内デ付託スルガ宜カラウト云フ説モ出マシタガ委員ヲ制限ラズルノハ宜シク委員ニ條件ヲ付スルノハ然ルベカラズト云フコトニナリマシテ無條件デ委員ニ付託スルコトニナリマシタ、第二回ハ豫約ノ如ク二十日ノ午後ニ於テ開キマシタ、此日モ亦本院ヨリ前日ト同様ニ二人ノ闕席者ガアリマシタ、衆議院ハ皆揃ッテ出マシタ、規則ニ依ッテ本員ガ議長ノ席ヲ占メマシタ、委員ノ報告ヨリ先ヅ初メマシテ委員ノ報告ハ唯今朝讀ニナツタル如ク修正シタ成文ヲ出サレマシタ、尤モソレハ表題ノ方デハアリマセヌ千分ノ十二半ト云フダケノ案ヲ委員ヨリ報告ニナリマシタ、之ヲ問題ト致シマシタ、ソレ故ニ議事ハ最早ソレヲ決スベキデアリマシタガ端ナクモ又一場所ノ議論ガ出マシタ、其席ニ於テ更ニ十二ト改正スベシト云フ論ガ出マシタ即チ半ト云フ字ヲ去ルベシト云フ論ガ出マシタ、而シテ之ニ又贊成ガアリマシタ、半ヲ去ルベシト云フ理由ハ半ト云フ字ガ何様オカシイ、ドウモ十二半ト云フト云フノハ何ヤラオカシイ、不穩當デアアルト云フ初メハ理由デアアリマシタ、所ガ之ニ反對シテ之ハ半ト云フ字ガ字引ニアル以上ハ何ノオカシイコトモナイ地租ナゾニ二半ト云フモノモアルデハナイカ、或ハ郵便端書ニモ一錢五厘ト云フ稅法モアルデハナイカト云フ反駁論ガ出マシタ、此二半ト云フノハ極宜イ稅デアアルト云フ論モ出マシタ、ナゼト云フニ四ヲ掛ケレバ十二ナル六ヲ掛ケレバ十五ニナルト云フ譯デ二半ハ極ク宜イト云フ論ガ出マシテ段々議論ガ遡ッテ往ッテ日本銀行ノシヤウガ惡ルイトカ義務ヲ盡サヌトカ云フ論モ出テ來テ終ニ喧シクナリマシタガ到底ソコラデ議論モ終結致シマシテ採決スルコトニナリマシタ、其採決ハ原案ハ千分ノ十二半ト云フノガ原案デアアル、其原案ニ對シテ十二ト云フ修正ガ出タニ依ッテ其修正ニ附イテ決ヲ採リマシタガ議論ノ盛ナルニモ似ズ至ッテ少數デ十二ハ消滅シマシタ、終ニ委員修正ノ如ク唯今朝讀ニナツタ如ク十二半ト云フコトニ大多數ヲ以テ可決致シマシタ、次ニハ名稱即チ納付金ト稅金ト云フ所ノコトヲ議シマシタ、是ハ何ノ異議モナク本院デ修正サレタ如ク極リマシタ、諸君モ御承知ノ如ク此案ハ既ニ衆議院デハ協議會ノ成案ヲ容レマシタ越デアリマス、本院ニ於テモ願ハクハ

諸君協議會ノ議ヲ御容レニナランコトヲ希望シマスデアリマス、斯ノ如クナレバ政府ニ於テハ百數十萬圓ノ稅金ヲ得ラレル譯ニナルノミナラズ是ニ聯帶スル所ノ兌換券發行ト云フ所ノ權限モ完キヲ得ル譯デアリマス、何卒諸君ニ於テハ此協議會ノ成案通ニ御贊成アラントコトヲ希望致シマス

○男爵尾崎三良君 委員長ニ質問致シタウゴザイマス、此協議案ノ成立ヲ成行ハ唯今朝讀明デ分リマシタガ質問致シタイノハ此「政府ノ特命ニ依リ一箇年千分ノ十若ハ其ノ以內ノ利息又ハ無利息ヲ以テ政府又ハ其他ヘ貸付ケタル兌換券ニ對シテハ其ノ納稅義務ヲ免除ス」トアリマスガ此千分ノ十若ハ其以內デアリマスルカラ千分ノ十乃至千分ノ十半トカ少シ千分ノ上ニ出タモノヲ政府ガ命令シテ日本銀行カラ何千萬圓ヲドコソコニ貸セト云フタキニ日本銀行ハ貸サネバナラヌ、サウスルト十以內ナラバ免除ニナリマスルガ十ヨリチヨット一厘デモ出レバ免除ニナラヌ即チ十二半ト云フ稅ヲ課セラレル一方ニ於テ十乃至十チヨット出テ率デ納メル一方ハ十二半ヲ政府ニ納メネバナラヌト云フコトニナルト中ニ其間ニ忽チ損ヲシテ金ヲ貸サネバナラヌト云フコトガ起ッテ來マスガ如何デアリマスカ、此日本銀行ノ營利ノ會社デアアル以上ハ損ヲシテモ他處ヘ金ヲ貸サナケレバナラヌト云フ義務ヲ負ハスルト云フコトハドウ云フモンデアリマスルカ、又政府ノ特命ト云フコトニ限ッテナイ以上ハ極端ヲ言ヘバ發行ノ紙幣兌換券ハ悉ク貸シテヤレ、一方ニハ稅ヲ十二半納メロト云フ無理ナコトガ起リハシマセヌカ、何方其邊ニ附イテ御話合ガアツタモノデスカ

○子爵曾我祐準君 アリマセヌ、協議會ハ左様ナコトヲ委託サレタトモ心得アツテ今仰シヤルヤウナコトハ協議會デハ何モ調査モ致シマセヌ、議論モゴザイマセヌデシタ

○男爵尾崎三良君 ソレヂヤ委員長ハドウ云フ御考デアリマシタカ、又委員中ニ於テ……政府委員ニ於テ其邊ノ說明ヲ煩ハシタウゴザイマス

○子爵曾我祐準君 是ハ協議會ノ委員デアリマス、是ハ協議會ノ有様ヲ報告シタラデアアリマス、ソレハ諸君ガ曩ニ御議シナサツタコトデ問題外ト思ヒマスカラ、私ハ御答ヲ致シマセヌ

○男爵尾崎三良君 ソレデハ政府委員ニ質問致シタウゴザイマスガ、其處ニ政府委員ハ出テ居ラレマスカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 尾崎君ニチヨット御注意申シマスガ、御質問デアレバ一向差支ハナイコトデアアルガ、勿論更ニ修正ラスルト云フコトハ到底出來ヌデアリマスカ

○男爵尾崎三良君 其精神ヲ一應聞イテ其上デ贊否ヲ決シヤウト思フノデアリマス、政府委員ノ說明ヲ聞イテ其上デ……

(問題外ダト呼フ者アリ)

○男爵尾崎三良君 質問ヲシテ居ルノダ

(ソノナ質問ハ答辯ニ及バヌト呼フ者アリ)

○子爵林友幸君 本員ハ今曾我子爵ノ協議會ノ御報告ハ甚ダ至當ノコトデゴザイマスカラアレニ贊成ヲ致シマス

○男爵尾崎三良君 政府委員ハ說明ヲ致シマセヌデアリマスガ、出席ニナツテ居ルナラバ一言說明ヲ煩ハシタウゴザイマス

○田中源太郎君 尾崎君カラ今御尋ノコトハ三人ノ委員中デ話合ガゴザイマ

シタコトデゴザイマス、一應御心配ノ點ヲ其模様ヲ御話シマス、此六人寄りマシテ委員中デ之ヲ百分ノ十二半トスレバ一方ノ十ト云フ方ニ響ガ生ズルカドウカト云フ話ガ出マシテ、然ルニ衆議院ノ方デハ元ト十トシタ時分ニアレヲ七トシテ十五トシタトキニ十トシテ回付シタ位デアリマス、一方ヲ十二半トシテ置イテ一方ヲ十トスレバ格別害ニモナラヌ、而シテ此特命ニ依ッテ……スルト云フコトハドウシテモ出來ナイノデアアル、今ノ二千二百萬圓ノ外ニ押付ケルト云フコトハ出來ナイ、一方ガ諾セヌケレバイケナイノデアアル、十二半ノ間ヲ押付ケルト云フヤウナ懸念ハナイノデアアル、是デ宜イト云フノ別段ニ其話ヲ及サズシテ極メマシテ譯デアリマス、其間ニ差損ヲスルト云フヤウナモノヲ承諾スルヤウナ懸念ハナカラウト云フ委員ノ説デゴザイマスカラツレダケヲ一應私カラ申上ゲテ置キマス

○議長(公館近衛篤磨君) 此成案ノ全體ニ附イテ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公館近衛篤磨君) 然ラバ可決ト認メマス  
○子爵(谷干城君) 是ヨリ豫算ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスガ……

○議長(公館近衛篤磨君) 此モ……定足ニ差響クダラウト思ヒマスカラ暫ク御控ヲ願ヒマス、府縣制改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

〔小原書記官朗讀〕

府縣制改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十二年二月二十一日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公館近衛篤磨君

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

〔府縣制改正法律案(政府提出)ハ二月二十四日官報號外衆議院議事速記錄附録ニ掲載ノモノト同文ナルヲ以テ之ヲ略ス〕

第五條 府縣會議員ハ府縣ノ人口五十萬マテハ議員三十五人ヲ以テ定員トシ五十萬以上百萬マテハ三萬ヲ加フル毎ニ一人ヲ増シ百萬以上ハ五萬ヲ加フル毎ニ一人ヲ増ス

各選舉區ニ於テ選舉スヘキ府縣會議員ノ數ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事之ヲ定ム

前項議員ノ配當方法ニ關スル必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第六條 府縣内ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選舉權ヲ有シ且其ノ府縣内ニ於テ一年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス

府縣内ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選舉權ヲ有シ且其ノ府縣内ニ於テ一年以來直接國稅年額十圓以上ヲ納ムル者ハ府縣會議員ノ被選舉權ヲ有ス

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

府縣會議員ハ住所ヲ移シタル爲市町村ノ公民權ヲ失フコトアルモ其ノ住

所同府縣内ニ在ルトキハ之カ爲其ノ職ヲ失フコトナシ  
府縣會議員ノ選舉權及被選舉權ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ府縣郡市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ノ爲中斷セラルルコトナシ  
左ニ掲クル者ハ府縣會議員ノ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一箇月ヲ經過セサル者亦同シ  
一 其ノ府縣ノ官吏及有給官吏  
二 檢事警察官吏及收稅官吏  
三 神官僧侶其ノ他諸宗教師  
四 小學校教員

前項ノ外ノ官吏ニシテ當選シ之ニ應セントスルトキハ所屬長官ノ許可ヲ受クヘシ

選舉事務ニ關係アル官吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一箇月ヲ經過セサル者亦同シ

府縣ノ爲請負ヲ爲ス者又ハ府縣ノ爲請負ヲ爲ス法人ノ役員ハ其ノ府縣ノ府縣會議員ノ被選舉權ヲ有セス

府縣會議員ハ衆議院議員ト相兼スルコトヲ得ス

第七條 府縣會議員ハ名譽職トス

府縣會議員ノ任期ハ四年トス

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲又ハ議員ノ配當ヲ更正シタル爲解任ヲ要スル者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 府縣會議員中關員アルトキ及府縣會議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲又ハ議員ノ配當ヲ更正シタル爲議員ノ選舉ヲ要スルトキハ三箇月以内ニ之ヲ行フヘシ

補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

補闕議員ヲ除ク外本條第一項ニ依リ選舉セラレタル議員ハ次ノ改選期又ハ其ノ次ノ改選期マテ在任ス

第十五條 投票所ハ市役所町村役場又ハ市町村長ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ設ケ市町村長其ノ事務ヲ管理ス

前項投票所ハ市町村長ニ於テ選舉ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ之ヲ告示スヘシ

特別ノ事情アル地ニ於テハ命令ヲ以テ二箇以上ノ投票所ヲ設ケ其ノ投票ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十八條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

選舉人ハ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經投票スヘシ

選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人ノ氏名次ニ自己ノ氏名ヲ記載シテ捺印シ投票スヘシ

選舉人ニシテ自ラ文字ヲ書スルコト能ハサル由ヲ申立ツルトキハ市町村長ハ吏員ヲシテ代書セシメ之ヲ本人ニ讀聞カセ捺印投票セシメ其ノ由ヲ投票録ニ記載スヘシ

投票用紙ハ府縣知事ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用ウヘシ

第二十七條 投票ニ記載ノ人員其ノ選舉スヘキ定數ニ過キ又ハ不足アルモ其ノ投票ヲ無効トセス其ノ定數ニ過クルモノハ末尾ニ記載シタルモノヲ

順次ニ棄却スヘシ

左ノ投票ハ之ヲ無効トス但シ連名投票ニシテ第二第三ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミヲ無効トス

一 一定ノ投票用紙ヲ用井サルモノ

二 被選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

三 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

四 選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

五 選舉人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

六 選舉人名簿ニ記載ナキ者ノ投票及選舉權ナキ者ノ投票但シ第十二條第七項但書ノモノハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 府縣會ハ議員中ヨリ議長副議長各一名ヲ選舉スヘシ議長副議長ハ議員ノ定期改選毎ニ之ヲ改選スヘシ

第六十八條 府縣參事會ノ職務權限左ノ如シ

一 府縣會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

二 府縣會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ府縣知事ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキ府縣會ニ代テ議決スル事

三 府縣知事ヨリ府縣會ニ提出スル議案ニ付府縣知事ニ對シ意見ヲ述フル事

四 府縣會ノ議決シタル範圍内ニ於テ財産及營造物ノ管理ニ關シ重要ナル事項ヲ議決スル事

五 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ニ關スル規定其ノ他重要ナル事項ヲ議決スル事但シ法律命令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 府縣ニ係ル訴訟及和解ニ關スル事項ヲ議決スル事

七 其ノ他法律命令ニ依リ府縣參事會ノ權限ニ屬スル事項

第九十四條 府縣會議員名譽職參事會員其ノ他名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第九十六條 費用辨償額及其ノ支給方法ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣知事之ヲ定ム若シ之ヲ許可スヘカラスト認ムルトキハ内務大臣之ヲ定ム

第九十七條 退隱料退職給與金遺族扶助料及費用辨償ノ給與ニ關シ異議アルトキハ之ヲ府縣知事ニ申立ルコトヲ得

前項ノ異議ハ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九十七條 給料旅費退隱料退職給與金遺族扶助料費用辨償其ノ他諸給與ハ府縣ノ負擔トス

第九十八條 明治二十三年法律第三十五號府縣制ノ規定ニ依リ選舉セラレタル府縣會議員名譽職參事會員ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ其ノ職ヲ失フ

本法發布後施行ノ日ニ至ルマテノ間ニ明治二十三年法律第三十五號府縣制ヲ施行シタル府縣ニ於テハ府縣會議員ノ改選ヲ要スルコトアルモ其ノ

改選ヲ行ハス議員ハ本法施行ノ日マテ在任ス

(政府委員松平正直君演壇ニ登ル)

○政府委員(松平正直君) 諸君、今日提出ニナリマシタ府縣制郡制改正ノ法律案、此案ニ就キマシテ一二陳述致シマスルガ、暫ク御清聴ヲ煩シマス、此

府縣制改正法律案、此コトニ就キマシテノ改正ヲスベキ要點ハ唯今首相ガ演說セラレマシタ複選法ヲ廢シ、大地主ヲ廢スト云フノガ最モ此府縣制並ニ郡

制改正ノ要領デアリマスガ、其結果トシマシテ、此法律ヲ改正スベキ要點尙ホ數年ノ經驗ニ依ッテ改正セザルヲ得ヌ廉クノ如キ中、數十箇條ニ涉ルノデアリマスルカラ一々ク列レテ申述ベマスルノ中、容易デアリマセ

ヌ、就キマシテハ、其内一二要領ノ點ヲ述ベマシテ御清聴ヲ煩ハシタウ存シマス、唯今ノ此府縣制改正ノ法律案ノ說明デアリマスルガ、併テ此郡制ノ改

正案モ此内ニ述ベマセスト、此法律ハ聯邦シタコトデアリマスルカラ、其思召テ御聞ヲ願ヒマスデ此複選法ヲ廢セラレマスニ就キマシテハ、即チ此府縣

ノ議員ヲ選舉シマス郡會ノ議員ヲ選舉シマスノト共ニ直選法ヲ執ラニヤアナリマセヌ、其直選法ヲ執リマスニ附イテノ資格ハ却ッテ是マデノ複選法ヨリ

モ資格ニ於キマシテハ進シテ居リマス、是マデハ複選法デアリマスルカラ、町村ノ公民權ヲ有スルモノハ全ク町村會議員タルコトヲ得マス其

者ガ選ンデ出シマスルノデアリマスルカラ殆ド縣會議員モ其選舉者タルモノハ自ラ公民權ヲ有スル者ガ選舉者ト云フ如クニ其實當ッテ居リマス、然ルニ

此度直選法ヲ執リマスレバ郡會ハ三圓以上ノ納稅資格ヲ與ヘテ居リマス、縣會議員、而シテ被選人ハ十圓以上ノ資格ヲ與ヘテ居リマス、是ハ即チ現

行ノ府縣制モ十圓デアリマス、其儘置据ヘテ十圓ノ資格ヲ與ヘテアリマス、郡會ニ於キマシテハ三圓ノ納稅ノ義務アル者ヲ選舉者ノ資格トシマシテ被選

人ハ即チ五圓ノ納稅義務アル者ヲ被選人ノ資格ト致シマス、コノノ點ニ於キマシテハ却ッテ直選法ヲ用ヒマスル方ガ選舉者ノ資格ニ於キマシテハ重キ

ハ置キマス形ニナリマス、第二ニ於キマシテハ此選舉ノ手續等ニ附キマシテハ隨分是マデ不整理ノ所デアリマスカラ其邊ヲ改正シマス件ヲ一二申シマス

レバ郡市町村ニ依ッテ選舉區ヲ設ケマス、競争ノ一般ニ波及セザランコトヲ期シテ据置名簿ノ制ヲ採リマシテ其弊ヲ防ガウト云フコトデアリマス、是

等ハ手續上ニ於キマシテハ選舉名簿ヲ一度採リマシテ無事ニ經過シマスレバ其議員ノ任期間ハ名簿ヲ据置クト云フ便法ヲ採リマス、縣ニ於キマシテハ、名簿

ヲ採ヘマシテ一箇年ヲ据置クト云フ法ヲ採リマス、コノ法ニ於キマシテハ是マデヨリ餘程便利ヲ得マスコトニナリマス、又其次ニ現行法ニ於キマシテハ

府縣ト云フモノハ法律ニ於テ法人ト認メタト云フ明文ガナイ、此度ノ改正法

案ニ於キマシテハ即チ府縣モ法人、郡モ法人ト云フコトヲ法律ニ規定シマシ

テ感ヒナキコトヲ期シマシタ次第デアリマス、又選舉ノ效力資格等ノ審査ニ

關シマシテハ是マデハ隨分種々複雜大イニ其漠然トシテ居リマス、コレヲ此

度ハ選舉資格效力等ニ附キマシテ明晰ニ感ナク其手續ヲ明ニスルト云フコト

ヲ期シマシテ改正ヲ致シマシタ、又現行法ニ於キマシテハ府縣ノ行政郡ノ行

政ト云フコトノ條項ガナイノ殆ド府縣郡ハ唯官制ノ一部ヲ以テ行政ノ處分

ヲ致シ居リマシタ、此法律ニ於テハ明ニ行政ノコトヲ此條項ノ中ニ於テツレ

ヲ規定シマシタ、又近來總テノ法律ガ發布ニナリマシテ府縣郡ニ於キマシ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ

テ此法律ト伴ウテ總テノ事業ガ發達シテ往ケバ衛生ニ勸業ニ教育ニ山林ニ其  
 他種々ノ事業ガ發達シテ往キマスルコトハ申スマデモナイコトデアリマス  
 ガ、然ルニ其現行ノ府縣制ニ是等ノコトヲ辯シマスルタメニ、府縣吏員並ニ  
 郡吏員ト云フモノヲ置クコトヲ得ルト云フノ規定ハアリマスルガ、此規定ハ  
 土木營造物ノ外ハナラナイ規定ニナリテ居リマス、大イニ地方ノ實際ニ於キマ  
 シテ衛生ニモ勸業ニモ教育ニモ其他ノコトニ此縣吏員郡吏員ト云フモノガ必  
 要デアルノガ、現行法ニ於キマシテハ出來マセズ、ソレヲ此度改正案ニ於テ規  
 定シテ縣吏員郡吏員ヲ置クコトヲ得ルヤウニ致シマシタ、又現行ノ地方稅規  
 則ト申シマスルモノハ明治十一年ニ地方稅規則ト云フモノヲ制定セラレマシ  
 テ、其地方稅規則ヲ今日マデ襲踏シテ居リマスノデ如何ニモ二十年餘リノ……  
 二十年以前ノ制定デスカラ今日カラ見レバ不完全至極デアリマス、如何セン  
 現行法ノ法律中ニ規定ガアリマセヌカラ古イ地方稅規則ト云フモノヲ用ヒテ  
 縣ノ歲入ヲ計ツテ居リマス、之ヲ此度ノ規則ニ於キマシテハ改正ヲシマシタ、  
 改正ヲスルニ附キマシテ納稅ヲスルニ附テノ必要ナ規定ダケヲ此度改正ノ法  
 案ニ入レマシテ其細目ハ勅令ヲ以テ十分ニ之ヲ規定スルト云フコトニ讓リマ  
 シテ此二十年以前ノ府縣稅規則ト云フモノヲ改正致シタイト云フ目的デ此改  
 正ノ法隨分シマシタ、又現行法ニ於キマシテハ府縣郡ノ會計ニ關スル規定ト云フ  
 モノガ隨分不完全デアリマス、此邊ニ附キマシテハ先ツ今日マデ格別弊害ヲ  
 起サマシタノハ誠ニ仕合ナノデ法律上カラ見マスト誠ニ不完全デアリマスカ  
 ラ其完全ヲ圖ルニ附キマシテハ府縣郡ニ此出納吏ヲ置キマシテ其責ニ任セ  
 サセルヤウ致シテ十分ノ完全ヲスルヤウニ此法律ニ於キマシテハ改正ヲ致シ  
 マシタ、又府縣郡ノ行政、無論其大體ニ附キマシテハ地方廳ノ責任ヲ有スル  
 ト雖モ、其重要ナル事件ハ中央政府ノ總テ許可ヲ受ケテヤルト云フコトノ組  
 織ニナリ居ルハ當然ノコトデアリマス、併ナガラ段々此世ノ進歩シマスル  
 ニ從ツテ事務ハ繁劇ニナリ事端ハ多クナルト云フコトニ附キマシテハ、必ズ  
 中央ニベカリ許可ヲ得ルト云フコトニナリマシテハ、地方ノ實際ノ運ビ方ガ  
 甚ダ窮竅ナコトガ多イト云フコトヲ免レマセヌ、依ッテ此法律ニ於キマシテハ  
 勅令ヲ以テ中央ノ許可ヲスベキ權限ヲ地方ニ與ヘルト云フコトヲ爲シ得ルコ  
 トニ改正ヲ致シマシタ、シテ見マシレバ大イニ此事務ノ敏活ヲ計リ地方ノ整  
 理ヲ告ゲマスニハ餘程簡便ヲ得マシタ、早ク運ビマセウト云フ目的ヲ以  
 テ此邊ニ改正ヲ促シマス、其他此府縣會ノ開期ハ秋期ニ於テト云フガ如キハ  
 此期限ヲ極メラレテ差支ヘルコトモアリマスカラ、期限ヲ極メズト一年ニ一  
 回ト云フコトニ改メマシタ、又郡會ノ如キハ是ハ別ニ會期モ何モナイ、何時開  
 イテモ何十日掛ツテモ宜イト云フ如キ形ガアリマスカラ、是ニハ會期ヲ定メ  
 マシテ、通常會ヲ十四日臨時會ヲ五日ト規定ヲ致シマシタ、ソレカラ郡ノ寄  
 附ト云フコトノ如キハ是マデ規定ガアリマセヌカラ餘程是ニ附イテハ行政裁  
 判等ニ於テ或ハ判決ニ苦ムコトモアリマシタコトガ市町村制ニ於テモアル、  
 依ッテ寄附補助ト云フコトヲ此條項ニ於テ明文ヲ掲ゲマシタ、又府縣郡ノ營  
 造物ノ如キ事柄ニ附キマシテハ是マデ使用料ト云フガ如キ明文ガナカッタ、ソ  
 レデ此度ハ之ヲ規定致シマシタ、又此郡ト郡トノ組合ヲ設ケルト云フ條ハ此  
 度新ニ起シマシタノデアリマス、是等ニ附キマシテハ實際甲ノ郡ト乙ノ郡ト  
 組合ツテ此際共同ノ事業ニシテ大ニ便利ヲ得ルト云フハ事實ニ於テアリマス  
 ルガ、如何セン是マデ其法律ガ許シテアリマセヌ今日マデ出來マセナカッタ、

是ヲ此度改正案ニ於キマシテハ出來得ルヤウナ條項ヲ以テ規定シマシタ、以  
 上言フガ如キコトガ重ナル部分デゴザイマシテ、ソレカラ其他ノ條項ノ改正  
 ヲ促シマシタノハ前申シマスル數十箇條ニ互リマスルカラ篤ト此法案ヲ御覽  
 ノ上ニ尙ホ御質問ニ依ッテ御答ヲ致シマスル考デ居リマス、失ツ以上申述ベマ  
 シタ如キ現行法ノ改正デゴザイマシマスルカラ大體ニ於テ之ヲ論ジマスルト現行  
 ノ府縣制ハ章ガ六章、ソレカラ條ガ九十八條デ止リマシタ、ソレヲ此度ノ改  
 正ノ府縣制ニ於キマシテハ七章九款、章ト款ノ分ケマシテ七章九款ト致シ條  
 項ノ數ハ百四十七條ト成リマシタ、又郡制ニ於キマシテハ舊トハ六章九十一  
 條デアリマシタノヲ、此度ノ改正ニ於キマシテハ八章九款トシマシテ、條項ガ  
 百二十九條ト云フコトニナリマシタ、勢此規程ヲ詳ニ致シマスルニハ條項ノ  
 殖エル……殖エルト云フコトハ是ハ固ヨリ當然ノ儀デゴザイマシマスガ、此改正  
 ニ要シマスルノ畢竟地方一般ニ府縣制郡制ノ整理ヲ告ゲマシテ、官民トモ  
 ニ是マデニ不便不利益ヲ感シマスル廉ハ詳ニ審査シテ改正ヲ致シマシタ積  
 デアリマス、ドウゾ諸君ニ於キマシテモ十分ニ御考慮下サレマシテ御協贊ア  
 ランコトヲ幾重ニモ希望致シマス

○周布公平君 二三ノ質問ヲ政府委員ニ致シマス、其府縣制ノ第五條ニ府縣  
 會議員ノ數ヲ定メラレテアリマスル、之ヲ衆議院ニ於テハ此數ヲ増シマシテ  
 ゴザイマスル、此府縣ノ人口ニ應ジテ議員ノ數ヲ定メラレマシマスル所ノ原案  
 ノ旨趣ト併セテ衆議院デ之ヲ増シマシマスル所ノ旨趣モ政府委員デ御承知デア  
 リマセウカラ説明ヲ請ヒタイノデアリ、第六條……六條デハゴザイマセヌ第  
 十八條デゴザイマス、選舉ハ無記名ノ投票ニ原案ハ六條デハゴザイマセヌ第  
 衆議院デハ之ヲ記名ニ改メマシマシタデゴザイマスガ、此原案ニ於テ無記名ヲ取  
 レテ理由ト衆議院デ記名ニ改メタル所ノ旨趣ヲ承知致シタイノデアリマ  
 ス、今一ツ府縣吏員郡吏員ヲ置カル、コトニナリマシタガ、國庫ニ俸給ヲ受  
 ケマスル所ノ此官吏ト府縣郡ノ……郡ハ郡書記ト云フモノハ地方稅ヲ拂ヒマ  
 スルガ、府縣ノ方デ承レバソレデ宜シイ、府縣ノ官吏ト有給官吏トノ職務ノ  
 區別デゴザイマス、均シク皆同シ長官ノ下ニ立ツテ働キ者デゴザイマスルカ  
 ラ此職務ノ分界ト云フモノガ餘程附キニクカラウト思ヒマスガ、其邊ハ如何  
 ナ御積リデアリマスルカ概略ヲ承ツテ置キタウゴザイマス、其他ハ總理大臣  
 ノ演說及內務次官ノ説明ニ依ッテ十分ニ了解致シタ積リデゴザイマスカラ此  
 點ダケ伺ヒマス

(政府委員一木喜徳郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(一木喜徳郎君) 唯今ノ御質問ノ第一ノ點ハ即チ議員ノ數ニ附キ  
 マシテハ原案ハ現行法ノ數ヲ其儘ニ取リマシタノデゴザイマス、現行法ニ於  
 キマシテハ議員ノ數ハ勅令ノ規定ニ讓ツテゴザイマスガ、其勅令ノ規定ヲ此  
 法文中ニ入レマシタノデゴザイマス、デ衆議院ニ於キマシテ其數ヲ増マン  
 タ趣意ハ是ハ衆議院ノ修正ノコトデゴザイマスルカラ體ニ御答ヲスルコトハ  
 出來兼ネマスルガ、承ル所ニ據リマスレバ、現行ノ議員ノ數ハ少キニ過ギル、  
 警ヘバ三十人ト云フ所デ半數出席ノ場合ニハ即チ十五人ニナル、ソレデハ人  
 ノ數ガ少ナキニ過ギルガ故ニモウ少シ之ヲ増シタイト云フ希望デアッタヤウ  
 ニ承リマシタデ、其數ヲチヨット申シテ見マスルト云フト衆議院ノ修正ニ依リ  
 マスレバ最も多イ所ガ七十二人、七十二人位ニナリマス、併シ府縣會規則ノ  
 時分ノ例ニ依リマスルト是デモ餘リ多イコトハナイノデゴザイマス、即チ今

日ノ所テモ府縣會規則ヲ行ッテ居リマスル所デハ衆議院ノ修正ノ數ヨリモト多イ所モアルノデゴザイマスルカラ此コトモ御參考マデニ申上ゲテ置キマス、ツレカラ次ニ投票ハ原案デハ無記名デアリマシタノデアリマス、此主意ハ投票ノ弊害ヲ防グト云フコトガ重ナル點デアリマシテ、記名投票デアリマスルト云フト往々弊害ガ行ハレルコトガアリマスルカラ無記名ノ制ヲ取リマシタノデアリマス、然ルニ衆議院ニ於テ修正ニナリマシタ所ノ主意ヲ承リマスル所ニ由リマスレバ選舉人ノ資格ガ餘程府縣制ニ於テハ低クナッテ居リマス、即チ衆議院議員ニ比較シテ見ルト餘程低クナッテ居リマスカラ中ニハ無筆ノ人モ隨分多イ、ツレデ無記名投票ノ制ガ行レマスルト云フト自然代書ヲ許サスト云フコトニナリマスルガ、サウスルト文字ヲ書スルコトノ出來ナイ者ニハ投票ヲサ、ナイト云フコトニナッテ其結果選舉權ヲ奪ハレル者ガ澤山アルト云フコトガ一ツノ重ナル理由ニナッテ居ッタヤウニ聽取リマシテゴザイマス、ツレカラモウ一點ノ府縣ノ吏員ノ職務デゴザイマスルガ、是ハ府縣官吏デモ何レモ府縣知事ノ手足トシテ働クモノデゴザイマスルカラ其分掌ハ知事ノ見込ニ依ッテヤルモノデアリマスカラ此法ノ上デハ是ハ確ニ定メテハアリマセヌノデゴザイマス、併ナガラ一言申シテ置キマスルノハ府縣ノ吏員ハ專ラ府縣ノ自治ノ方ノ事務ヲ掌リ府縣ノ團體ノ仕事ヲ掌リ、ツレカラ府縣ノ官吏ハ國ノ事務、團體ノ事務ヲ掌ルノデアリマス

○磯邊包義君 本員ハ水先法案ノ特別委員會ヲ開キタウゴザイマスガ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 宜シウゴザイマス、他ニ御質問等モナクバ委員ノ選定ニ移リマス

○子爵本莊壽巨君 右法案ノ特別委員ハ十五名トシテ議長ニ於テ選定アランコトヲ望ミマス

○伯爵勸修寺顯允君 贊成

(其他「贊成」ト述フル者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 十五名ニシテ議長ニ委託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 郡制改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會未ダアナタノ報告ノ場合デアアリマセヌ

(小原書記官朗讀)

郡制改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

明治三十二年二月二十一日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

(郡制改正法律案(政府提出)ハ二月二十四日官報號外衆議院)

(議事速記附録ニ掲載ノモノト同文ナルヲ以テ之ヲ略ス)

第五條 郡會議員ノ員數ハ十五人以上三十人以下トス

貴族院議事速記第三十三號 明治三十二年二月二十四日 右議院ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

郡ノ狀況ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ員數ヲ四十八マデ増加スルコトヲ得

郡會議員ノ定數及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ郡會議員ノ數ハ郡會ノ議決ヲ經府縣知事ノ許可ヲ得テ郡長之ヲ定ム

前項議員ノ配當方法ニ關スル必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第六條 郡内ノ町村公民ニシテ町村會議員ノ選舉權ヲ有シ且其ノ郡内ニ於テ一年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者ハ郡會議員ノ選舉權ヲ有ス

郡内ノ町村公民ニシテ町村會議員ノ選舉權ヲ有シ且其ノ郡内ニ於テ一年以來直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者ハ郡會議員ノ選舉權ヲ有ス

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

郡會議員ハ住所ヲ移シタル爲町村ノ公民權ヲ失フコトアルモ其ノ住所同郡内ニ在ルトキハ之カ爲其ノ職ヲ失フコトナシ

郡會議員ノ選舉權及被選舉權ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ府縣郡市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ノ爲中斷セラルルコトナシ

左ニ掲クル者ハ郡會議員ノ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一箇月ヲ經過セサル者亦同シ

- 一 所屬府縣ノ官吏及有給吏員
- 二 其ノ郡ノ官吏及有給吏員
- 三 檢察警察官吏及收稅官吏
- 四 神官僧侶其ノ他諸宗教師
- 五 小學校教員

前項ノ外ノ官吏ニシテ當選シ之ニ應セントスルトキハ所屬長官ノ許可ヲ受クヘシ

選舉事務ニ關係アル吏員ハ其ノ選舉區ニ於テ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一箇月ヲ經過セサル者亦同シ

郡ノ爲請負ヲ爲ス者又ハ郡ノ爲請負ヲ爲ス法人ノ役員ハ其ノ郡ノ郡會議員ノ被選舉權ヲ有セス

第七條 郡會議員ハ名譽職トス

郡會議員ノ任期ハ四年トス

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲又ハ議員ノ配當ヲ更正シタル爲解任ヲ要スル者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 郡會議員中議員アルトキ及郡會議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲又ハ議員ノ配當ヲ更正シタル爲議員ノ選舉ヲ要スルトキハ三箇月以内ニ之ヲ行フヘシ

補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

補闕議員ヲ除ク外本條第一項ニ依リ選舉セラレタル議員ハ次ノ改選期マデ在任ス

第十五條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

選舉人ハ選舉ノ當日自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票スヘシ

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人ノ氏名次ニ自己ノ氏名

第七條 郡會議員ハ名譽職トス

郡會議員ノ任期ハ四年トス

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲又ハ議員ノ配當ヲ更正シタル爲解任ヲ要スル者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 郡會議員中議員アルトキ及郡會議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲又ハ議員ノ配當ヲ更正シタル爲議員ノ選舉ヲ要スルトキハ三箇月以内ニ之ヲ行フヘシ

補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

補闕議員ヲ除ク外本條第一項ニ依リ選舉セラレタル議員ハ次ノ改選期マデ在任ス

第十五條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

選舉人ハ選舉ノ當日自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿ノ對照ヲ經テ投票スヘシ

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人ノ氏名次ニ自己ノ氏名





ト、是ハ修正ト申スヨリハ寧ロ植字ノ訂正ト申ス位ノコトデゴザイマス、ツレカラ一ツ申上ゲテ置キマスルノハ此案ノ逮捕スベキ者ハ皆此乗組員……艦船乗組員ダケノコトニ止リマシテ船客若クハ便船人ナドハ含有シテ居リマセヌ譯デゴザイマス、委員ニ於キマシテ修正シマシタトコロハ先ヅツレダケノコトデゴザイマス、其他ハ一字一句ノ改竄モナク原案ノ通ニ議定致シマシテゴザイマス、ドウゾ委員ノ修正通御決議アラシコトヲ希望致シマス

○子爵本莊壽巨君 此法案ハ簡單ノモノデ各員ニ於テモ御異議ハアルマイト思ヒマスル、委員ノ修正モ僅ナコトデゴザイマスカラ讀會ヲ省略シテ直ニ採決スルト云フコトヲ希望致シマス

○男爵小早川四郎君 委員長ニチヨット伺ヒマスガ、第一條ノ修正理由ヲ御述ベニナリマシタガ御聲ガ低クテ分リマセヌカラモウ一遍願ヒマス

(男爵赤松則良君演壇ニ登ル)

○男爵赤松則良君 第一條ノ修正デゴザイマスガ、是ハ唯一條約ニ依リテ爲スヘキ援助ト申シテモ種々アリマスモノデゴザイマス、此一條ノ條約ト申スハ、即チ本案ニアリマス條約ト申スノハ締盟各國トノ通商條約ト領事職務條約ノコトデゴザイマス、ソレダカラ他ノ條約ト混雜ノ恐ガゴザイマスカラ唯是ダケノ十八字ヲ加ヘテ意味ヲ明ニシタノガ宜カラウト云フコトデ修正ニナリマシタ

○子爵丹羽長保君 讀會省略ニ贊成

○伯爵勸修寺顯允君 贊成

○兒玉淳一郎君 贊成

○子爵入江爲守君 贊成

○子爵高野宗順君 贊成

○子爵野宮定數君 贊成

○廣瀬和育君 贊成

(此外「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 讀會省略ノ動議ハ成立チマシタ、是ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵近衛篤磨君) 三分ノ二以上ト認メマス、讀會ハ省略ニナリマシタルコトヲ得ス

外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法

第一條 外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關シ條約ニ依リテ爲スヘキ援助ハ當該領事官ノ請求ニ依リ檢事之ヲ行フ

第二條 左ノ場合ニ於テハ檢事ハ逮捕又ハ留置ニ關スル援助ノ請求ニ應スルコトヲ得ス

第一 逮捕又ハ留置スヘキ者カ帝國臣民ナルトキ

第二 逮捕又ハ留置スヘキ者カ帝國ニ於テ重罪輕罪ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ニ付訴追ヲ受ケ又ハ處刑中ナルトキ

第三 第八條ニ依リ放免シタル艦船ノ乗組員ニ對シ更ニ同一ノ事件ニ付請求アリタルトキ

第四 領事官カ援助ノ請求書ニ船舶登簿及艦船乗組員名簿ノ正當ナル拔萃又ハ乗組員タルコトヲ證明スルニ足ルヘキ公文書ヲ添付セザ

リシトキ

第五 領事官カ援助ニ關スル費用ノ支辨ヲ保證セサリシトキ

第三條 檢事カ領事官ヨリ逮捕又ハ留置ニ關スル援助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ請求ヲ正當ナリト認メタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條 檢事カ艦船乗組員ノ逮捕ヲ命スヘキ場合ニ於テハ逮捕狀ヲ發スヘシ

第五條 逮捕狀執行ノ命ヲ受ケタル者カ其ノ指定シタル者ヲ逮捕シタルトキハ逮捕狀ヲ發シタル檢事ニ引致スヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テハ檢事ハ直ニ之ヲ訊問シ人違ナシト認メタルトキハ速ニ當該領事官ニ引渡スヘシ

第七條 逮捕シタル艦船乗組員ニ付領事官ヨリ留置ノ請求アリタルトキハ檢事ハ之ヲ監獄ニ留置セシムヘシ

第八條 留置シタル艦船乗組員ニ付領事官ヨリ放免ノ請求アリタルトキ又ハ逮捕ノ日ヨリ六箇月以内ニ於テ引渡ノ請求ナキトキハ之ヲ放免スヘシ

第九條 逮捕狀ノ發付及其ノ執行ニ付テハ刑事訴訟法中勾留狀ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 援助ニ關スル費用ハ檢事ニ於テ當該領事官ニ對シ其ノ實費額ノ請求ヲ爲スヘシ

第十一條 檢事ハ領事官ヨリ逮捕又ハ留置ニ關スル援助ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ司法大臣ニ報告スヘシ其ノ援助ヲ爲スヘキモノニ非スト認メタルトキ又ハ援助ノ手續ヲ終リタルトキ亦同シ

(特別委員修正案)

第一條 外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關シ締盟各國トノ通商航海條約又ハ領事職務條約ニ依リテ爲スヘキ援助ハ當該領事官ノ請求ニ依リ檢事之ヲ行フ

第二條 左ノ場合ニ於テハ檢事ハ逮捕又ハ留置ニ關スル援助ノ請求ニ應スルコトヲ得ス

第一 逮捕又ハ留置スヘキ者カ帝國臣民ナルトキ

第二 逮捕又ハ留置スヘキ者カ帝國ニ於テ重罪輕罪ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ニ付訴追ヲ受ケ又ハ處刑中ナルトキ

第三 第八條ニ依リ放免シタル艦船乗組員ニ對シ更ニ同一ノ事件ニ付請求アリタルトキ

第四 領事官カ援助ノ請求書ニ船舶登簿及艦船乗組員名簿ノ正當ナル拔萃又ハ乗組員タルコトヲ證明スルニ足ルヘキ公文書ヲ添付セザリシトキ

第五 領事官カ援助ニ關スル費用ノ支辨ヲ保證セサリシトキ

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案御異議ガナケレバ……

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 委員ノ修正ノ通ニ決シマシタ、地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル法律案衆議院提出第一讀會

〔小原書記官朗讀〕  
 地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル法律案  
 右本院提出案及送付候也  
 明治三十二年二月十四日  
 衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿  
 〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル法律  
 地價ヲ定メ又ハ之ヲ修正シ若ハ土地ヲ分合スルトキ地價及地租ノ算出上  
 錢未滿ノ端數ヲ生シタル場合ニ於テ五厘未滿ハ切捨テ五厘以上ハ切上ケ  
 錢トシテ計算スルモノトス但シ一筆ノ地租ニシテ一錢未滿ナルモノハ此ノ  
 限ニ在ラス

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナクハ委員ノ選定ニ移リマス

○男爵生駒親忠君 此特別委員ハ議長ニ於テ御指名アランコトヲ希望致シマ  
 ス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ガナケレバ議長ニ於テ選定致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 北海道水産稅則廢止法律案、衆議院提出、第一讀會

〔小原書記官朗讀〕

北海道水産稅則廢止法律案

右本院提出案及送付候也

明治三十二年二月二十二日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

明治二十年勅令第六號北海道水産稅則ヲ廢止ス

〔政府委員目賀田種太郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(目賀田種太郎君) 衆議院ノ本案ヲ提出致シマシタ理由ハ特ニ北  
 海道ニ於テ斯ノ如キ水産稅ノアルベキ譯ガナイ又此稅率ノアルベキ譯ガナイ  
 又此稅率ハ稍々重キニ過グル、旁々之ヲ廢スルト云フノ理由デゴザイマス、然  
 ルニ北海道ノコトハ水産稅法ノミナラバ其他ノコトモ皆内地トハ別ニナツテ  
 居リマス、例ヘバ地租ノ如キモ地價百分ノ一ト云フコトニナツテ居リマシテ  
 其稅額ハ僅ニ、全道ヲ通シテ今日六萬圓デアアル又戸數割ノ如キモ是モ亦内地  
 トハ別デアツテ其數ハ五萬九千圓デアアル、營業稅ノ如キモ内地トハ別デ是モ  
 七百四十圓餘デ雜種稅モ内地ト別デ一萬六千圓、サウ云フヤウニ總テ地方稅  
 ト云フ名義ヲ以テ賦課シテ居ル所ノモノガ十年ヲ通シテ十萬圓程ニナリマ  
 ス、故ニ今日北海道ニ於キマシテ行ハレテ居リマス所ノモノハ其地租ニ致セ  
 其營業稅ニ致セ皆特別ノモノニナツテ居リマス、地方稅ノ如キモ名ハ地方稅  
 デアリマスルガ今日ハ矢張國稅トシテ居リマス、其代リニ又御承知ノ通北  
 海道ノ入費ナルモノハ皆國庫支辨ニナツテ居リテ即チ戶長役場ノ如キモ國庫

支辨デ、戶長モ官吏同様ニナツテ居リマス、サウ云フ次第デアリマスカラ今  
 一概ニ此水産稅ノミヨ一ツ訂査シテ之ヲ以テ別ノモノナリトシテ一時モ捨置  
 キ難イモノトノ理由モナイト斯ウ思フテ居リマス、デ北海道ノコトハ全道ノ  
 稅法ヲ舉ゲテ篤ト整理スルノトキヲ以テ議シテ然ルベキコトデアラウツレ故  
 ニ此案ニ附イテハ政府ニ於テハ同意ヲ致シテ居リマセヌ、又一面ニ於テ水産  
 稅ハ重イ、即チ百分ノ五ノ稅率デアアルツレ程ノ稅率ノモノハナイト云フノ論  
 デアリマスガ是モ表面ハ百分ノ五デアリマスガ百分ノ五ト定メタ所ノ稅額ヲ  
 算出シマス所ノ算出額ナルモノガ三年平均ヲ以テ定メマシタトキヨリハ大ニ  
 増シテ居リマスカラ今日ノ實際ヲ見マス、ト云フト殆ド百分ノ三五ノ稅率ニ  
 當ツテ居ルヤウデアリマス、旁々右ノ理由ヨリ今北海道ニ於テ是ガ特別ナル  
 モノナルガ故ニツレヲ廢スルノ理由ナシト考ヘルコト、又餘リ重クナイト云  
 フコト、又同時ニ此稅法ヲ廢スルニ當ツテハ先ヅ二十六萬圓ノ缺額ヲ生ズル、  
 此缺額ハ何ニ依ツテ補填スルカツレ等ノ方法ハ今日ハゴザイマセヌ、旁々不  
 同意デアリマスカラ宜シウ御聽取リヲ願ヒマス

衆議院議長片岡健吉

○村田保君 少シ政府委員ニ御尋ネシタイ此水産稅ト云フノハ前内閣ノ時分  
 ニハ既ニ是ハ免除スルニ決シテ居ツタ様子デア豫算ニモ其コトハ除イテアリマ  
 シタガ目賀田政府委員ニ於キマシテハ前内閣カラ引續イテノ御方デアリマス  
 ガ前内閣ノ時分ノ考ト今日ノ考トハ違ヒマスカ一應伺ツテ置キタイ

○政府委員(目賀田種太郎君) 村田君ニ御答シマスガ前内閣ニ於テ此水産稅  
 ヲ廢スルト云フコトハ決定シテ居リマセヌデアリマス

○村田保君 ソンナアラレガ豫算ニ除イテアリマシタノハドウ云フ譯デゴザ  
 イマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 豫算ト申シマスルノハ……

○村田保君 本年ノ豫算ニナカツタノハ……

○政府委員(目賀田種太郎君) 豫算ヲ作リマスル時ニハマダ調査結了シテ居  
 ラナカツタ

○村田保君 成程、宜シウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御質問ガナクハ委員ノ選定ニ移リマス

○伯備勸修寺顯允君 委員ハ議長ニ選定ヲ任セマス

〔贊成ト呼フ者多シ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 議長委託ニ御異議ガナクハ其道致シマス

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長(公爵近衛篤磨君) 肥料取締法案、衆議院提出、第一讀會

〔小笠原書記官朗讀〕

肥料取締法案  
 右本院提出案及送付候也

明治三十二年二月二十二日  
 衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨殿  
 〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕

肥料取締法  
 第一條 此ノ法律ニ於テ肥料ト稱スルハ專ラ農産物ノ肥養ニ供スル目的ヲ

第一條 此ノ法律ニ於テ肥料ト稱スルハ專ラ農産物ノ肥養ニ供スル目的ヲ

以テ販賣スル物料ヲ謂フ

第二條 肥料ニハ故意ヲ以テ他ノ物料ヲ混和スルコトヲ許サス

二種以上ノ物料ヲ混和シテ肥料ヲ製造シ又ハ之ヲ販賣セムトスル者ハ地

方長官(東京府ハ警視總監)ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 地方長官(東京府ハ警視總監)ハ何時タリトモ官吏ヲ派シテ肥料ノ

検査ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ニ依リ臨檢ヲ爲ス官吏ハ其ノ證書ヲ携帶スヘシ

第四條 肥料ノ製造者又ハ販賣者ハ前條ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ検査ノ爲必要ナ

ル肥料ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

第五條 第二條ニ違背シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處

第六條 第四條ニ違背シタル者ハ五十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 第二條及第四條ニ違背スルコト再三ニ及ヒタル者アルトキハ其ノ

營業ヲ停止シ若ハ禁止スルコトアルヘシ

第八條 此ノ法律施行ノ爲必要ナル細則ハ農商務大臣之ヲ定ム

附則

第九條 此ノ法律施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(公爵近衛篤磨君) 是モ前ニ御發議ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス

○子爵野宮定毅君 特別委員ノ選舉ハ議長ニ委託致シタイ

○議長(公爵近衛篤磨君) 議長委託ニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ其通致シマス

○男爵小澤武雄君 昨日政府ヨリ提出ニナリマシタル北海道拓殖銀行法案ヲ

此際議事日程ヲ變更シテ第一讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○子爵小笠原壽長君 贊成

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 別ニ御異議ガナクバ其通致シマス

北海道拓殖銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ北海道札幌ニ置ク

第二條 北海道拓殖銀行ノ資本金ハ參百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ

之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 北海道拓殖銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ

テ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章 重役

第四條 北海道拓殖銀行ニ取締役四人以上監査役三人以上ヲ置ク

第五條 取締役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選

任シ其ノ任期ヨリ三箇年トス

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其

ノ任期ヨリ二箇年トス

第六條 取締役ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得

ス

第三章 營業

第七條 北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

二 五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

三 北海道ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ質トスル貸付及其

ノ社債券ノ應募、引受

四 北海道ノ農產物ヲ擔保トスル貸付及荷爲替

五 預リ金及保護預リ

前項第三號ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ前項第一號及第二號ニ依ル貸付金

總高ノ五分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條 北海道區町村制ヲ施行セル區町村及其ノ他法律ヲ以テ組織セル北

海道ノ公共團體ニ對シ北海道拓殖銀行ハ無擔保ニテ年賦若ハ定期償還ノ

方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第九條 北海道拓殖銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券又

ハ社債券ヲ買入ルコトヲ得

第十條 北海道拓殖銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十一條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號及第二號ノ貸付ヲ爲シタル場合

ニ於テ債務者カ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタルトキハ償還期限前

ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第四章 債券

第十二條 北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコ

トヲ得但シ第七條第一號ニ依ル貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十三條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金ノ償還高ニ應シ毎

年二回以上抽籤ヲ以テ其ノ債券ヲ償還スヘシ

第十四條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金ノ償還延滞シテ豫

期ノ金額ニ達セサルトキハ前條ト同時期ニ抽籤ヲ以テ延滞金額ニ相當ス

ル債券ヲ償還スヘシ

第十五條 北海道拓殖銀行ハ債券借換ノ爲一時第十二條ノ制限ニ依ラス低

利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得

右 北海道拓殖銀行法案

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治三十二年二月二十三日

内閣總理大臣侯爵山縣有朋

大藏大臣伯爵松方正義

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

北海道拓殖銀行法案

北海道拓殖銀行法

第一章 總則

第一條 北海道拓殖銀行ハ北海道ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的

トス

低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘシ

第五章 準備金

第十六條 北海道拓殖銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章 政府ノ監督及補助

第十七條 政府ハ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監督ス

第十八條 北海道拓殖銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 北海道拓殖銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ノ貸付金利率ニ付每營業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ經テ其ノ最高歩合ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十一條 主務大臣ハ北海道拓殖銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十二條 北海道拓殖銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十三條 政府ハ北海道拓殖銀行監理官ヲ置キ主務大臣ノ指揮ヲ承ケテ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監視セシム

第二十四條 北海道拓殖銀行監理官ハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ノ金庫、券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ニ命シテ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

北海道拓殖銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ百萬圓ヲ限度トシ北海道拓殖銀行ノ株式ヲ引受クヘシ

第二十六條 前條ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ對シテハ北海道拓殖銀行ハ其ノ創立初期ノ末日ヨリ十箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

第七章 罰則

第二十七條 北海道拓殖銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ取締役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

二 第十二條ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ但シ第十五條第一項ニ依レルモノハ此ノ限ニアラス

三 第十三條第十四條及第十五條第二項ノ規定ニ反シ債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

四 本法ニ於テ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

第二十八條 北海道拓殖銀行ノ取締役第六條ノ規定ヲ犯シタルトキハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ過料ニ處ス

二十九條 北海道拓殖銀行ノ發行スル債券ヲ偽造又ハ變造シテ行使シタル者ハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造ニ關シテハ明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

附則

第三十條 主務大臣ハ北海道拓殖銀行設立委員ヲ置キ北海道拓殖銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十一條 設立委員ハ定款ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス

第三十二條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十三條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北海道拓殖銀行取締役ニ引渡スヘシ

第三十四條 北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律七十二號銀行條例ヲ適用ス

議長(公爵近衛篤磨君) 是モ御發議ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス、チヨト御協議ヲ致シマスガ此委員ハ矢張北海道ノコトデゴザイマスカラ前ノ水産

稅ト同一委員ニ委託致シテハ如何デゴザイマス

(異議ナシト呼フ者多シ)

議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ其通致シマス、第五回内國勸業博覽會ヲ明治三十五年ト定メ大阪ニ開設スルノ建議案、男爵船越衛君外二名發議、會議

○村田保君 此唯今議事ニ上リマシタ博覽會ノコトデゴザイマスガ是ハ我、共ノ建議ヲ致シマシタノデゴザイマスガ此コトニ附キマシテハ尙ホ少シク備

考ヲ要シマスルコトモゴザイマスカラ、ドウゾ此議事ハ今日御延シテ願ヒタ

ク存ジマス、ソレカラ次ノ第十三ノ方モ是モ同一ノ事件デアリマスカラ是モ

ドウゾ併テ本日第十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

場ノ諸君モ是ニハ御贊成ヲ願ヒマス

(贊成ト呼フ者アリ)

○子爵長岡護美君 唯今ノ御發議デゴザイマスガ私モ調ベタイコトガゴザイ

マスカラ村田君ニ御同意致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 然ラバ第十四ニ移リマス、第五回内國勸業博覽會

ニ於テ水産部ヲ萬國博覽會ノ組織トスルノ建議案、村田保君發議、會議

(小原書記官朗讀)

第五回内國勸業博覽會ニ於テ水産部ヲ萬國博覽會ノ組織トスルノ建議案

右貴族院規則第六十四條ニ依リ提出候也

明治三十二年二月二十日

發議者 村田 保

贊成者 公爵 二條 基 弘

外六十七名

(一一一)

(左ノ建議案ハ朝讀ヲ經サルモ參照ノメ茲ニ載録ス)

第五回内國勸業博覽會ニ於テ水産部ヲ萬國博覽會ノ組織トスルノ建議案

本邦ノ水族ニ富饒ナルコトヲ歐米諸國ノ漸ク瞻望スル所ハ近時歐洲ニ於テ... 萬國水産博覽會ヲ開設シ特ニ本邦ノ出品ヲ歡迎スルノ事實ニ據テ明カ...

(村田保君演壇ニ登ル)

○村田保君 本員ヨリ致シマシテ本建議案ヲ提出致シマシタル理由ヲ概略申... 上ゲタイト存シマス、第五回内國勸業博覽會ニ於キマシテ特ニ水産部ダケヲ...

○議長(公爵近衛篤磨君) 過半數ト認メマス... 久保田君 此際緊急勸議ヲ提出シタイト思ヒマス、先刻回付ニナ...

ワレテ段々日本デモ水産會杯ト云フモノガ初テ十五年ニ出來マシタガ抑、水産... ト云フ文字ハ明治十五年前ニハ日本ニハナカッタ、水産ト云フ文字ハナイ位...

○議長(公爵近衛篤磨君) 本建議案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス... 起立者 多數

案テ尙ホ是カラ委員ニ付託シテ調査セネバナリマセヌ、ドウカ議事日程ヲ變更シテ此際ニ議サレシコトヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤磨君) 久保田君ノ動議ニ御異議ナクバ……

○議長(公爵近衛篤磨君) 此議事ニ移リマス

〔小原書記官朗讀〕

小學校教育費國庫補助法案  
右本院提出案及送付候也  
明治三十二年二月二十三日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨君

第一條 小學校教育費ヲ補助セムカ爲ニ國庫ヨリ毎年補助金ヲ市町村ニ交付ス

第二條 補助金ハ市町村ノ學齡兒童數ニ比例シテ之ヲ配付ス

第三條 補助金額ハ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第五條 此ノ法律ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

○伊澤修二君 本案ハ衆議院提出テハゴザイマスケレドモ定テ政府ニ於テモ篤ト深慮ヲ煩サレタコトアラウト存ジマス、本案ニ附イテハ無論贊成セラレタコトデアリマス、否ヤト云フコトヲ先ヅ政府委員ニ確メテ置キマス

〔政府委員寺田勇吉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(寺田勇吉君) 御答致シマス、本案ハ衆議院ヨリ提出ニナリマシテ文部省ト致シマシテハ希望致シテ居リマスカラ無論贊成ヲ致シマスル積デゴザイマスル併ナガラ大藏省ノ方ニ於キマシテ財政上ノ都合モゴザイマスカラ未ダ政府ニ於テ是ハ同意ヲ致シタト云フコトヲ申上ゲルコトハ出来マセヌデゴザイマス左様御承知ヲ願ヒマス

○伊澤修二君 然ラバ政府ヲ代表シテ文部省云々ト云フコトデナク政府ニ於テ之ニ同意シタヤ否ヤト云フコトヲ何處カラナリ政府委員カラ一ツ御答辯ヲ請ヒタイ

○久保田讓君 全體此案ハ教育上ニ取ツテハ餘程重大ナ案デアリマシテ此コトハナカク一朝一夕ノコトデアリナイノデアリマス、今日マデ此行掛リト云フモノハ、一體斯ウ云フ案ノ提出ニナルトキニハ文部大臣又已ムヲ得ヌケレバ少クトモ文部次官ガ出テサウシテ此案ニ附イテノ意見ヲ申述ベンナラヌコトデアラウト思ヒマスガ唯今ハ文部大臣モ文部次官モ見エナイ、政府委員モ一向何ダカ分ラヌト云フコトデハ甚ダ本員等ハ不本意デアリマス、願ハクハ大臣デモ次官デモ出テ此案ニ附イテ十分意見ヲ述ベラレタイ、隨分餘所デハ國ノ教育ノコト杯ハ議院デモ餘程大キナ問題デ此タメニハ文部大臣ガ辭職シタコトモアリ其職ヲ失フタコトモアルト云フ位ナ重大ナ問題デアルト存ジテ

居リマス  
○政府委員(寺田勇吉君) チョット申上ゲテ置キマスルガ本日議事日程ガ變更ニナリマシテ本問題ガ本院ノ議場ニ上ホリマスコトハ文部省ハ一向存シマセヌデツレ故大臣次官トモ見エテ居リマセヌノデゴザイマス、唯今通知ヲ致シテ置キマシテゴザイマスルガ果シテ直キニ見エマスルヤ否ヤチョット私カラ御答ヲ致シ兼ネマスル  
○久保田讓君 唯今政府委員ノ御話デゴザイマスガツレハ少シ御間違デアラウト思ヒマス、本員ハ今日ハ事ニ依ツタラ此案ハ緊急問題トシテ議事日程ニ上ホルカモ知レヌト云フコトハ豫テ書記官長ニモ話シテ置イタカラ書記官長ヨリ通知モアツタラウト思ヒマスガ併シモウ今日唯今時間モ切迫シテ居ルシ、左様ナコトヲ申シテモ問ニ合ハヌコトデアアルカラ、今日ハ此儘委員ニ付託ニナリマシテ、今後第一讀會ノトキニ十分辯明ニナルヤウニ致シタイト思ヒマス  
〔贊成ト呼フ者アリ〕  
〔政府委員寺田勇吉君演壇ニ登ル〕  
○政府委員(寺田勇吉君) モウ一應チョット申上ゲマスルガ、私ハ先程外ノ用デ凡ツ十分程前ニチョット出マシテ其トキニ此案ガ緊急トシテ出ルト云フコトヲ開イタ位ノコトデアゴザイマシテ一向ドウ云フ譯カ本省ノ者ハ少モ存ゼズニ居ル譯デアゴザイマスカラ、尙ホ此コトヲチョット申上ゲテ置キマス  
○議長(公爵近衛篤磨君) 他ニ御發議ガナクバ委員ノ選定ニ移リマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ナクトモドウカ委員選定ノ御發議ノアルヤウニ……  
○子爵小笠原壽長君 此委員ノ選舉ハ議長ニ御委託ヲ致シマス  
〔贊成ト呼フ者多シ〕  
○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ナクバ議長ヨリ選定致シマス、鮭鱒蕃殖事業ニ關スル建議案、村田保君發議、會議  
〔小原書記官朗讀〕  
鮭鱒蕃殖事業ニ關スル建議案  
右貴族院規則第六十四條ニ依リ提出候也  
明治三十二年二月二十二日

貴族院議長公爵近衛篤磨君  
發議者 村田保  
贊成者 伯爵坊城俊章  
外三十三名  
〔左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス〕  
鮭鱒蕃殖事業ニ關スル建議  
鮭鱒ハ本邦ノ特産ニシテ其漁利少カラサリシカ近年漸ク濫漁ノ弊ヲ生シ年ヲ逐フテ其蕃殖ヲ減セリ今ニシテ之カ恢復ヲ圖ラサレハ數年ヲ出テスシテ將ニ救フヘカヲササルニ至ラントス依テ先ツ主務省ニ於テ充分ノ調査ヲ遂ケ相當ノ國費ヲ支出シテ人工孵化其他適當ノ方法ヲ設ケテ蕃殖保護ノ實ヲ舉

ケンコトヲ希望ス  
右建議ス

明治三十二年二月 日

(村田保君演壇ニ登ル)

○村田保君 是モ極簡短ニ此案ヲ提出シマシタ理由ヲ述ベマス、御存ジノ通本邦デハ鮭鱒ノ需要ト云フモノハ非常ニ多ク、所ガ是マデハ北海道カラ澤山出マシタデゴザンズガ、北海道ノ鮭ト云フモノハ近來非常ニ減少シマシタ、從前ハ非常ナルモノデアアル、ソレハ話ノヤウデゴザイマスルケレドモ是ハ事實私共聞イテ居ル、以前北海道ノ鮭ノ居ル所ノ川ハ三間程ノ小サイ川デ鮭ガ登ッテ參リマスルト其鮭ガ水ヨリ高クナッテ其上ヲ人ガ通ルト云フ、其水ノ上ニ鮭ガ重ッテ來テ嘘ノヤウナ話デスガ、是ハ嘘デナイ、鮭ガ一杯詰マレバ其上ヲ往來ガ出來ルト云フヤウニナツタモノデス、既ニ二十六年私ノ參リマシタ時分ニハ警察署長ハ千歳川ノ鮭ガ澤山死ニマシタガ、上流ノ水ガ臭クテ、鮭ガ水ガ飲マレヌト云フコトデ鮭ノ死骸取除願ト云フコトヲ致シタモノデ、殆ド此鮭ガ五尺モ高ク重ッテ居ル故ニ取切レナカッタト云フヤウニ鮭ガ多カッタ、所ガ近來ハ續々減ッテ參リマシタ、ナゼト云ヘバ濫獲一方デソレ故ニ既ニ一昨年ハ北海道カラ參リマシタノハ六万五千バカリシカ這入ッテ居ラヌ、所ガ昨年ハ四万八千石ト云フヤウニ減ッテ來テ居ル、サウ云フヤウニ北海道ノ鮭ト云フモノハ非常ニ減ッテ居ル、ソレカラ新潟アタリモアノ通、新潟ノ村上ト云フハ有名ナ鮭ノ場デアアル、是杯ハ以前年々彼所デハ百万カラ上ガッタ今日ハ漸ク一万バカリニナツテ居ル、百万ガ一万ニモ減ッテ居ル、アノ邊デハ人工孵化ヲ致シマシテモウ是デ五六年、彼處ノ村上デハ人工孵化ヲ致シマスカラ一万程モ漸ク維持スルコトガ出來ル、若シソレガナケレバ全ク鮭ガナクナッテシマッタラウト云フコトヲ彼處等デハ言ッテ居ルノデゴザイマスカラ、ドウデモ此人工孵化ト云フコトハ致サナクテハイカヌ、然ルニ北海道其他ハ地方稅又ハ一個人ノ力デハ到底鮭ノ繁殖ト云フコトハ出來ナイ、是ハ外國ノ例ヲ以テ見マスルト云フト國々皆達ヒマスケレドモ英吉利ニシロ亞米利加ニ何處デモ鮭ノアリマスル所ハ人工孵化ノタメニ國庫カラ非常ナル金ヲ出シテ居ル、ソレ故ニ向フハ年々殖エマスルガ、本邦デハ後トカラ造リ出スト云フコトハナイ、此建議ヲ致シマシタノハ鮭鱒ヲ減ラヌヤウニスルニハ國庫カラ所謂國庫ノ力デヤッテ貰ハナケレバナラヌト云フ考デゴザイマスカラ、ドウカ是ニハ國庫モ相當ナル國費ヲ以テドウカ此鮭鱒ノ減ラヌヤウニシタイト云フノデゴザイマスカラドウゾ是ニ御贊成下サレンコトヲ希望致シマス

(贊成ト呼フ者アリ)

○議長(公爵近衛篤磨君) 御異議ナクバ原案可決ト認メマス、多家神社埃宮會へ補助金交附建議案、伯爵坊城俊章君外四名發議、會議

(小原書記官朗讀)

多家神社埃宮會へ補助金交附建議案

右貴族院規則第六十四條ニ依リ提出候也

明治三十二年二月二十三日

貴族院議事速記録第三十三號

明治三十二年二月二十四日

鮭鱒繁殖事業ニ關スル建議案 會議

發議者 伯爵坊城俊章

男爵船越 高島信茂

男爵辻 健介

橋本吉兵衛

贊成者 侯爵黒田長成

外六十九名

(左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス)

貴族院議長公爵近衛篤磨君

多家神社埃宮會へ補助金交附ノ建議

多家神社埃宮會ハ

○議長(公爵近衛篤磨君) 本案ニ贊成諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

(異議ナシト呼フ者アリ)

○伯爵坊城俊章君 諸君、今般差出シマシタ所ノ建議案デアリマスルガ、實ハ理由書ニ於キマシテ十分ニ諸君ハ御承知ト信ジマスルカラ私ガ此處デ同ジコトヲ申シマシテ再ビ喋々スルノ必要ハゴザイマセヌガ、サリナガラチヨト簡單ニ一二申上ゲマスルコトデゴザイマス、既ニ青史ニ於キマシテモ御承知ニナリマス通ノコトデゴザイマシテ實ニ我皇祖ノ建國ノ基ヲ御開キニナリマシタ所ノ大本營タル即チ靈場デゴザイマス、是ヨリ此土地ニ於キマシテ海陸ノ武夫ヲ整ヘテ東ノ方不逞ノ輩未ダ王化ニ服セザル者ヲ御討伐ニナリマシタ所ノモノデゴザイマス、ソレヨリ致シテ又此 今上陛下ガ二十七八年ノ役ニ大難ヲ止メラレマシタ所ヨリ僅ニ一里程ノ東ノ方ニ當ッテ居ル御場所デゴザイマス、是ニ於キマシテ必ズ人民ハ大ニ感シル所ガゴザイマシテ此靈場ノ保存及向ホ明治三十四年ニ於キマシテモ大祭ヲ執行致シマシテ且ツ靈宇ヲ保存シテ神苑ヲ開キマシテ是ニ紀念碑ヲ建テンコトヲ企テ居リマス、即チ斯クノ如ク往昔ヲ念ウテ忠良ナル臣民ガ力ヲ盡シテ致シマスルコトデゴザイマスカラ此際何卒國庫ヨリ幾分カノ金圖ヲ差加ヘラレマシテドウカ追遠ノコトガ舉リマスルヤウニ希望致シマスル次第デゴザイマス、ドウカ右様ノ次第デゴザイマスカラ滿場諸君ニ於キマシテモドウカ御贊同下サレマシテ永ク我皇祖ノ威靈ヲ慰メ奉リ下ハ萬民忠勇ノ心ヲ益々發達セシメンコトヲ希望致シマス次第デアリマス

(伯爵坊城俊章君演壇ニ登ル)

○議長(公爵近衛篤磨君) 大多數ト認メマス、本案ハ可決ニナリマシタ、先刻來御委託ニナリマシタ特別委員ノ氏名ヲ御報道ニ及ビマス

(太田書記官朗讀)

府縣制改正法律案外一件特別委員

侯爵細川 護成君 伯爵萬里小路通房君 子爵稻垣 太祥君

男爵千家 尊福君 三浦 安君 男爵小澤 武雄君

男爵船越 衛君 西村 亮吉君 關 義臣君

馬屋原 彰君 山脇 玄君 水野 遵君

中西光三郎君 色部義太夫君 早川 周造君

地價地租ニ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ關スル法律案特別委員

伯爵大村 純雄君 子爵錦織 教久君 子爵藤井 行徳君

子爵鍋島 直虎君 岡内 重俊君 男爵長 松 幹君

男爵平野 長祥君 宮島 誠一郎君 岡部 勇作君

北海道水産規則廢止法律案外一件特別委員

侯爵二條 基弘君 子爵長岡 護美君 男爵小澤 武雄君

男爵鈴木 大亮君 村田 保君 男爵紀 俊秀君

男爵吉川 重吉君 湯地 定基君 南郷 茂光君

肥料取締法案特別委員

子爵鳥居 忠文君 子爵黒田 和志君 子爵梅小路 定行君

男爵宮本 小一君 下村 泰藏君 山中 芳男君

男爵生駒 親忠君 久保田 謙君 山中 幸義君

小學校教育費國庫補助法案特別委員

子爵久松 定弘君 子爵三島 彌太郎君 辻 新次君

外山 正一君 山田 卓介君 小幡 篤次郎君

伊澤 修二君 山田 卓介君 小幡 篤次郎君

○議長(公爵近衛篤磨君) 明日ハ議事ヲ開キマスルガ日程ハマダ少シ決定致シ兼マスガ故ニ追ッテ御報告ヲ致シマス、今日ハ散會

午後零時十三分散會

貴族院議事速記録正誤

四七〇頁上段三十六行ノ次ニ左ノ十四行ヲ本院ニ於テ誤脱セリ

貴族院書記官

水先法案特別委員

伯爵 吉井 幸藏君 子爵 内藤 政共君 子爵 松平 直平君

三浦 安君 名村 泰藏君 男爵 金子 有卿君

水野 遵君 磯邊 包義君 斯波 與七郎君

長野縣下郡廢置及郡界變更法律案外一件特別委員

伯爵 德川 達孝君 子爵 板倉 勝達君 子爵 稻垣 太祥君

男爵 波邊 清君 男爵 小畑 美稱君 男爵 木梨 精一郎君

谷 森 眞男君 色部 義太夫君 鎌田 勝太郎君

種牡馬検査法中改正法律案特別委員

子爵 長岡 護美君 子爵 一柳 末徳君 子爵 大宮 以季君

子爵 相良 頼紹君 原田 一道君 柴 原 和君

村田 保君 石井 省一郎君 伊藤 儀兵衛君

順稅法案特別委員增員 渡邊 洪基君 水野 遵君